

# 令和7年農業用免税軽油に係る 一括交付期間後の申請

農業用の軽油引取税免税証については、市町ごとに申請期間を設けて申請の受け付けをしています。今回、期間内に申請できなかった方について、下記により申請を受け付けますので、交付を希望する方はご利用ください。なお、今回の申請期間を過ぎると、1年分の全量交付ができないことがありますので、ご注意ください。

## ■受付日時

3月4日(火)・5日(水)

午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

## ■会場

下都賀庁舎 第2福利厚生棟 2階会議室  
(栃木市神田町6-6)

## ■対象地区

栃木県税管内すべての市町  
(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町)

## ■申請の際に持参するもの

- ・免税軽油使用者証
- ・免税軽油の引取り等に係る報告書  
(新規申請以外の方)  
※納品書または領収書を添付(写し可)。未使用の免税証を添付(原本)。
- ・使用者証更新手数料420円  
(新規申請、使用者証更新の場合)
- ・耕作証明書  
(新規申請及び耕作面積が変更になった場合)  
※使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要。

※受委託の方で栃木市または野木町にお住まいの方は、個別にお問い合わせください。

## 【注意事項】

- ①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
- ②新規申請及び免税機械の追加や入れ替えをする方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書など)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモなどに控えてきてください。
- ③更新手数料420円は、つり銭のないようご協力をお願いします。
- ④国税及び地方税の差し押さえなどの滞納処分を受けた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ⑤マスクの着用など、感染症予防策については個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。



## ■問い合わせ先

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当 ☎0282(23)6882